令和８年１０月１日

八代市議会議長　髙山 正夫　様

提出者　八代市議会議員　木村 博幸

山本 幸廣

田方 芳信

大倉 裕一

山本 敬晃

橋本 隆一

橋本 徳一郎

水田 千春

発議第９号

こども性暴力防止法の円滑な施行と実効性確保のための財政支援等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出する。

提案理由

令和６年６月に成立・公布された「こども性暴力防止法」が、令和８年12月25日から施行される。

同法の施行に伴い、学校、保育所、認定こども園等において、安全確保設備の整備、研

受付号
-8.10.-1
八代市議会事務局

修、情報管理、各種手続等の新たな負担が生じることが見込まれる。

また、規程・体制整備や申請事務の外部委託等に加え、教員・保育士等の養成及び人材確保への対応も重要となる。

こどもが安心して教育・保育を受けられる環境を全国的に整備するためには、国による継続的な財政的・人的支援が必要である。

よって、国に対し、同法の円滑な施行及び実効性の確保に必要な財政支援等を講ずるよう求めるため、本意見書を提出するものである。

（別紙）

令和８年１０月１日

こども性暴力防止法の円滑な施行と実効性確保のための財政支援等を求める意見書案

こども性暴力防止法の円滑な施行と実効性確保のための財政支援等を求める意見書

令和６年６月に成立・公布された「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）が、令和８年12月25日から施行される。

同法は、こどもに対する性暴力等を防止し、こどもの安全と健やかな成長を確保するため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者に対し、安全確保措置、従事者への研修、相談・対応体制の整備、従事者に係る犯罪事実確認、情報管理等の措置を求めるものである。

法の施行に当たっては、こどもの安全を守るための設備整備に加え、規程や情報管理体制の整備、研修、各種手続等に伴う経費及び事務負担の増加が見込まれる。また、制度を実効性のあるものとするためには、教員・保育士等の養成段階からの教育の充実と、現場における人材確保も重要である。

こどもの安全を確保するための取組が、各自治体や施設の財政状況、人員体制等によって左右されることのないよう、国が必要な支援を講じ、全国どの地域においても、こどもが安心して教育・保育を受けられる環境を整備する必要がある。

よって、国においては、こども性暴力防止法の円滑な施行及び実効性の確保を図るため、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

１　安全確保設備の整備及び維持・更新に対する財政支援

学校、保育所、認定こども園等において、こどもの安全確保に必要となる防犯カメラ、映像記録装置、録画データの保存設備等について、施設の構造、規模及び運営形態等に応じた整備が進められるよう、導入費用に対する財政支援を拡充すること。

また、設備の維持管理、修繕及び更新に要する費用についても、継続的な財政支援の対象とすること。

2　登録・申請、規程・体制整備等に伴う事務負担への支援

法の施行に伴い、義務対象事業者においては、犯罪事実確認に係る手続、記録の作成・保存、情報管理、相談・対応体制の整備等に係る事務及び体制整備が必要となることから、これらに要する経費について、国による財政支援を講ずること。

また、認定を受けようとする民間教育保育等事業者においては、認定申請に必要となる書類の作成、確認等に相当の事務負担が生じることから、申請手続の簡素化・デジタル化を図るとともに、行政書士等の専門家への申請事務の外部委託費等について、財政支援を講ずること。

さらに、義務対象事業者及び認定を受けた民間教育保育等事業者の双方が、法に基づく措置を継続して適切に実施できるよう規程等の整備は予防法務の観点から弁護士に、その他の必要な就業規則等の整備・改定、情報管理体制、相談・対応体制等の構築及び維持に要する経費についても、継続的な財政支援の対象とすること。

3　研修の実施及び受講に係る支援

法に基づく措置を適切に実施するため、教職員、保育士その他の従事者に対する研修の充実を図るとともに、研修教材の提供、研修の実施及び受講に要する費用について、必要な財政支援を講ずること。

また、研修への参加に伴う代替職員の確保等により、施設運営に過度な負担が生じることのないよう、必要な支援を行うこと。

4　地方自治体及び教育・保育施設に対する継続的な支援

法の円滑な施行及び適切な運用に当たり、地方自治体、学校、保育所、認定こども園等に新たな財政的・人的負担が生じることを踏まえ、必要な財源の確保及び人的支援を講ずること。

また、施設の規模や運営形態、地域の実情によって対応に格差が生じることのないよう、制度運用に関する相談支援、専門的な助言及び情報提供を充実させること。

5　法施行後の検証及び支援制度の見直し

法の施行後、学校設置者等及び民間教育保育等事業者における制度の運用状況、事務負担、設備整備の状況並びに財政的・人的負担について継続的に検証すること。

その結果を踏まえ、現場の実情や課題を把握した上で、必要に応じて財政支援の拡充、手続の簡素化及び支援制度の見直しを行うこと。

6　教員・保育士等の養成及び人材確保への支援

こども性暴力防止法の実効性を確保するためには、将来、教員や保育士等としてこどもに関わる人材を養成する段階から、こどもの性暴力防止に関する正しい知識と理解を身に付けることが重要である。

このため、教員養成課程や保育士養成課程等を有する大学、短期大学及び専門学校等において、同法の趣旨や必要な対応等を教育内容に適切に反映できるよう、カリキュラムの整備、教材の提供及び教育内容の充実に向けた支援を講ずること。

また、教員・保育士等の人材不足が課題となる中、法に基づく安全対策や相談・対応体制を適切に実施するため、処遇改善、人材確保及び定着促進に向けた施策を一層充実させるとともに、法の施行に伴う業務負担の増加を踏まえ、必要な人的支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 内閣府特命担当大臣（こども政策）
- こども家庭庁長官
- 文部科学大臣
- 総務大臣
- 財務大臣